財団法人京都産業21寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、財団法人京都産業21 (以下「本財団」という。)という。 (事務所)
- 第2条 本財団は、主たる事務所を京都市下京区中堂寺南町134番地に、従たる事務所を京丹後市峰山町荒山225番地及び相楽郡精華町光台1丁目7番地に置く。 (目 的)
- 第3条 本財団は、産学官の連携のもと、創業や中小企業の技術及び経営の革新、新事業の創出など様々な局面における技術開発、人材育成、市場開拓、資金調達など 多様な事業活動を総合的に支援し、もって京都産業の振興に資することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 情報技術活用の支援に関する事業
 - (2) 技術開発の支援に関する事業
 - (3) 受発注取引のあっせん及び適正化に関する事業
 - (4) 経営及び技術に関わる相談、調査並びに情報の収集及び提供に関する事業
 - (5) 人材育成の支援に関する事業
 - (6) 投資、債務保証並びに資金の貸付及び設備の貸与に関する事業
 - (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 寄附金品
 - (3) 財産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(財産の種別)

- 第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成し、これを処分又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び運営会議の同意を経て、かつ京都府知事の承認を得て、その一部に限り処分又は担保に供することができる。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事 長が別に定める。ただし、その使途又は管理の方法を指定して寄附された財産につ いては、その指定に従わなければならない。

- 2 基本財産のうち現金
- は、郵便官署若しくは金融機関等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画及び収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び運営会議の同意を経て、京都府知事に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。ただし、理事長が理事会の定めるところにより行う軽微な変更についてはこの限りでない。

(暫定予算)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入及び支出することができる。
- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び運営会議の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に京都府知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって 償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び 運営会議の同意を経て、かつ、京都府知事の承認を得なければならない。 (会計年度)

第13条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 顧問、会長及び役員

(顧 問)

- 第14条 本財団に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は次のもののうちから理事長が委嘱する。ただし、第2号に掲げるものについては理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 京都府知事及び京都市長並びに京都商工会議所会頭の職にある者
 - (2) 学識経験者又は本財団に功労のあった者
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無給とする。

(会 長)

- 第15条 本財団に会長1名を置くことができる。
- 2 会長は、本財団を総覧する。
- 3 会長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 会長には前条第3項の規定を準用する。

(役員の種別及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。

理 事 14名以上20名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名以上3名以内を専務理事

又は常務理事とする。

(選任等)

- 第17条 理事及び監事は、運営会議において選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動のあったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(職 務)

- 第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し常務を総括し、理事長及び副理事長と もに事故あるとき又は理事長及び副理事長がともに欠けたときは、その職務を代行 する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し本財団の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を 議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、それを理事会、運営会議及び京都府知事に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要があるときは、理事会又は運営会議の招集を請求 し、若しくは第4章又は第5章の規定にかかわらず、理事会又は運営会議を招 集すること。

(任期)

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行わなければならない。

(解 任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び運営会議において、理 事現在数及び運営会議委員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任すること ができる。この場合、理事会及び運営会議において議決する前に、その役員に弁明 の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集)
- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当するときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。 (定足数)

- 第27条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。 (議 決)
- 第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半 数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権 を行使することができない。

(書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものと みなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数
 - (3) 出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項及びその結果
 - (5) 議事の経過の概要

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が、署名、 押印をしなければならない。

第5章 運営会議委員及び運営会議

(運営会議委員)

- 第31条 本財団に、運営会議委員20名以上30名以内を置く。
- 2 運営会議委員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 運営会議委員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。 (運営会議)
- 第32条 運営会議は、運営会議委員をもって構成する。
- 2 運営会議は、理事長が招集する。
- 3 運営会議の議長は、運営会議において互選する。
- 4 運営会議は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の事業計画及び収支予算 に関して意見を具申し、又はその運営に関して助言することができる。
- 5 運営会議には、第24条第3項第3号及び第27条から第30条までの規定を準 用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 会員制度

(会員制度)

第33条 本財団の事業を円滑に進めるため、理事会の議決を得て、会員制度を設けることができる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び運営会議において、理事現在数及び運営会議 委員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、京都府知事の認可を得なければ変 更することができない。

(解散、残余財産の処分)

- 第35条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、 理事会及び運営会議において、それぞれ理事現在数及び運営会議委員現在数の4分 の3以上の議決を得、かつ、京都府知事の承認を得たときに解散することができる。
- 2 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、京都府知事 の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体又は地方公共団体に寄附するもの とする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第36条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 職員は、有給とする。ただし、派遣元で給与等を支給されている職員については、 この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会 の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

- 第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、運営会議委員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補 則

(委 任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関して必要な事項は、 理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

(設立当初の役員)

1 この法人設立当初の理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 16条の規定にかかわらず昭和46年3月31日までとする。

(事業年度、会計年度の特例)

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第9条及び第12条の規定に かかわらず別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

附 則

改正寄附行為は、昭和47年4月1日より施行する。

附則

この改正後の寄附行為は、昭和48年5月31日から施行する。

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和50年4月1日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和51年5月10日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和52年4月1日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和54年4月1日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和58年8月5日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和61年7月28日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

昭和62年4月3日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成4年6月8日

附則

(経過措置)

- 1 第2条の規定にかかわらず、平成14年3月31日以前であって理事長が定める 日までの間、同条に掲げる従たる事務所に加え、本財団の従たる事務所を京都市右 京区西院東中水町17番地に置く。
- 2 第15条第3項の規定にかかわらず、平成13年4月1日以降の最初の会長の委嘱に係る承認は京都府知事が行うものとし、平成13年4月1日以降の最初の理事会で承認を得るものとする。
- 3 第17条第1項の規定にかかわらず、平成13年4月1日以降の最初の運営会議が開催されるまでの間に理事及び監事に欠員が生じた場合の選任については、京都府知事が行うものとし、選任後の最初に行う運営会議で承認を得るものとする。この場合において、当該理事及び監事の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 4 第17条第2項の規定にかかわらず、平成13年4月1日以降の最初の理事会が 開催されるまでの間に理事長、副理事長、専務理事及び常務理事が欠けた場合の選 任については、京都府知事が行うものとし、選任後に最初に行う理事会で承認を得 るものとする。

(施行日)

5 この改正後の寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月6日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成14年6月20日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成15年5月14日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成16年3月26日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成17年3月17日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成20年8月20日 平成20年9月12日

附則

この改正後の寄附行為は、京都府知事の認可の日から施行する。

平成22年5月6日